

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和7年4月改定版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 年金生活者支援給付金を受け取るには、「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要です。
- お手続きは、同封の「年金生活者支援給付金請求書」に氏名などを記入し、郵便ポストに投函するだけで完了します。記入方法等の詳細については2頁をご覧ください。
- 年金生活者支援給付金の支給要件や給付額等については、3頁をご覧ください。
- 請求書は65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。

年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

① 同封の年金生活者支援給付金請求書を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入



② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函



③ 審査の結果、支給要件に該当した場合は、支給決定通知書が到着



④ お支払い月の上旬に振込通知書が到着



⑤ 年金と同じ口座で年金生活者支援給付金を受け取り

※ 原則、年6回に分けて偶数月の15日に、その前月までの2カ月分を年金とは別途お支払いします。
例えば、4月には、2月分および3月分の年金生活者支援給付金をお支払いします。なお、15日が土日または祝日の際は、その直前の金融機関の営業日にお支払いします。

ご注意ください

65歳になる誕生日の前日から3カ月以内に請求した場合は、65歳になった月の翌月分からお支払いとなりますが、3カ月を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月分からお支払いとなります。

年金生活者支援給付金請求書の記入方法

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求します。

提出日 令和XX年XX月XX日

フリガナ キョウフキン タロウ 氏名 給付金 太郎

電話番号 03 - 9999 - XXXX

基礎年金番号 9999-999999 生年月日 昭和34年X月X日

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

年金事務所 受付年月日



郵便はがき

お手紙ですが85円切手をお貼りください。

168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 行

〒168-8505 杉並区高井戸西

X-X-XX

差出人 氏名 給付金 太郎

< 郵便番号 >

- ① 下記㊦～㊩をすべてご記入ください。
 - ㊦ 提出する日をご記入ください。
 - ㊧ はがきのあて名に記載のある氏名をご記入ください。
 - ㊨ 日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。
- ② 請求書を切り取り線に沿って切り離してください。

- ③ ㊦～㊩をすべて記入後、請求書面全体が隠れるように同封の目隠しシールをお貼りください。
 - ④ 差出人欄に住所・氏名を記入し、切手を貼り、郵便ポストに投函してください。
- ※ 請求書は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

留意事項

○ 請求手続きについて

- ・市町村から提供を受ける所得情報等により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、添付書類は必要ありません。

※ 所得情報等を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

- ・支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

○ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

- ・次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

※ このご案内をお送りした方も同様です。

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

上記の①または③に該当した場合は必ず届出が必要となりますので、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所にご相談ください。

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※
昭和31年4月2日以後生まれの方
 - ・老齢年金生活者支援給付金…789,300円以下
 - ・補足的老齢年金生活者支援給付金…789,300円を超え889,300円以下※ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

○ 給付額

- ・老齢年金生活者支援給付金（次の①と②の合計額となります。）

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 11,551円※ × 保険料免除期間 / 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,551円

（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,775円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

- ・補足的老齢年金生活者支援給付金

5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方：（889,300円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円
（計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。）

障害年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※1を受けている
- ② 前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下である
 - ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
 - ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○ 給付額

- ・障害等級が1級の方：6,813円（月額）
- ・障害等級が2級の方：5,450円（月額）

遺族年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下である
 - ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○ 給付額

- ・5,450円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

（計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。）

本パンフレットに記載の給付金額等は令和7年4月時点の金額です。

年金生活者支援給付金相談チャット等でのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「**年金生活者支援給付金相談チャット**」を開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種手続き等について、「**日本年金機構ホームページ**」でもご案内しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



お電話でのお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) **03-5539-2216**

〔 受付時間 〕	月 曜 日※1	8:30～19:00
	火～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日※2	9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。**

＜おかけ間違いにご注意ください＞

○ 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。

○ 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

＜代理の方がおかけになる場合＞

○ 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。

○ お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

○ マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

※ 月曜日など休日明け、お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度は電話が非常に混雑します。